

別紙 1

住宅確保要配慮者について

第 1 住宅確保要配慮者の範囲（法第 2 条関係）

住宅確保要配慮者とは、法第 2 条第 1 項及び国土交通省令第 3 条に規定されているものをいい、具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者（発災から 3 年以内の災害又は著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害によるものに限る。）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者その他の障害者、ひとり親家庭等の子どもを養育する者、外国人、永住帰国した中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、ハンセン病療養所入所者等、拉致被害者、犯罪被害者等、保護観察対象者等、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等、困難な問題を抱える女性及び生活困窮者が該当する。なお、下記(1)及び(2)を背景として、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性が追加されたので、留意されたい。これに伴い、別添のとおり、「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」（平成 30 年 1 月 24 日付事務連絡）を改正したので、参考とされたい。

(1) 刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等（国土交通省令第 3 条第 8 号及び第 9 号）

満期釈放者の 2 年以内再入率が仮釈放者のそれと比較して高い傾向にあり、満期釈放者のうち約 4 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることもあり、再犯防止等を図る上で刑務所出所者等の適切な帰住先の確保が重要な課題とされているため、保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者に加え、生活環境の調整の対象者、刑執行終了者等に対する援助を受けている者、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者及び労役場に留置されていた者を追加。

(2) 困難な問題を抱える女性（国土交通省令第 3 条第 10 号）

性暴力・性犯罪被害、家庭の破綻、地域社会からの孤立等の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定された。

この点、同法第 5 条において「国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない」こととされ、同法第 7 条第 1 項に基づく基本方針において、住まいの確保等に関する事項が記載されたことを踏まえ、同法第 2 条に規定する困難な問題を抱える女性を追加。

第 2 供給促進計画の作成による追加（法第 2 条、第 5 条及び第 6 条関係）

第 1 に記載したもののほか、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）、U I J ターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得ると考えられ、都道府県及び市町村は、都道府県賃貸住宅供給促進計画又は市町村賃貸住宅供給促進計画（以下「供給促進計画」という。）において、住宅確保要配慮者を追加する

ことが可能であるので、地域の実情等に応じて、供給促進計画の作成及び住宅確保要配慮者の追加の必要性を十分検討されたい。

以 上